

〔この条例は、令和2年3月31日条例第42号により廃止。ただし、同附則により、効力を有する部分があるため、参考のため掲載する。〕

（目的）

第1条 この条例は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に定めがある場合を除くほか、魚介類行商、魚介類加工業及び発酵乳等販売業に関し必要な事項を定めることにより、これらの営業による食品衛生上の危害の発生を防止し、公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

一部改正〔平成22年条例84号〕

（定義）

第2条 この条例において「魚介類行商」とは、業として鮮魚介類（生きているものを除く。）、冷凍した魚介類又はゆでた魚介類（以下「鮮魚介類等」という。）を店舗を設けずに戸別に訪問して小売することをいう。

2 この条例において「魚介類加工業」とは、業として魚介類又は海藻類を食品に加工することをいう。

3 この条例において「発酵乳等販売業」とは、業として発酵乳又は乳酸菌飲料を販売することをいう。ただし、保存性のある容器に入れ、加熱殺菌したものの販売を除く。

一部改正〔平成22年条例84号〕

（営業の許可）

第3条 魚介類行商、魚介類加工業又は発酵乳等販売業（以下「営業」という。）を営もうとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。ただし、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）第2条の規定による改正前の食品衛生法第52条の規定により乳類販売業の許可を受けている者が当該乳類販売業の施設及び設備を使用して発酵乳等販売業を営もうとする場合は、この限りでない。

2 知事は、魚介類行商にあつては鮮魚介類等を保管し、又は処理する施設（以下「取扱所」という。）及び設備並びに魚介類行商に使用する容器具（運搬の用具を含む。以下同じ。）について、魚介類加工業及び発酵乳等販売業にあつては食品の取扱い、給水及び汚物処理の施設及び設備について、規則で公衆衛生上必要な基準を定めなければならない。

3 第1項の場合において、知事は、その施設、設備及び容器具が前項に規定する基準に適合すると認めるときは、許可をしなければならない。ただし、営業を営もうとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の許可を与えないことができる。

（1）食品衛生法若しくは同法に基づく処分又はこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過しない者

（2）食品衛生法第60条若しくは第61条又は第12条の規定により許可を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しない者

（3）法人であつて、その業務を行う役員のうち前2号のいずれかに該当する者があるもの

4 第1項の許可は、許可証を交付して行う。

5 第1項の許可の有効期間は、次の各号に掲げる営業の区分に応じ、当該各号に定める日までの期間（許可を受けようとする者が、当該期間未満の期間を付して申請する場合は、その期間を超えない期間）で別に知事が定める。

（1）魚介類行商、魚介類加工業（魚介類を食品に加工するものを除く。）及び発酵乳等販売業 令和3年11月30日

（2）魚介類加工業（魚介類を食品に加工するものに限る。） 令和6年5月31日

一部改正〔昭和55年条例55号・平成7年52号・10年3号・12年47号・16年3号・22年84号・令和2年42号・3年50号〕

(許可の条件)

第4条 知事は、前条第1項の許可に際し、魚介類行商にあつては取扱所の位置及び魚介類行商に使用する器具の性能を考慮して営業区域及び1日当たりの取扱数量について、魚介類加工業及び発酵乳等販売業にあつては施設の規模及び設備の性能を考慮して取扱品目及び1日当たりの取扱数量について、食品衛生上必要な条件を付けることができる。

一部改正〔平成22年条例84号〕

(手数料)

第5条 知事は、第3条第1項の許可を受けようとする者から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

- (1) 魚介類行商 4,960円
- (2) 魚介類加工業 6,560円
- (3) 発酵乳等販売業 4,960円

2 前項の規定にかかわらず、現に第3条第1項の許可を受けている者が当該許可の有効期間（有効期間が5月を超える場合に限る。）の満了に際し引き続き同一の営業に係る同項の許可を受けようとする場合及び同項の許可を受けようとする者が5月を超えない期間を付して申請する場合における手数料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 魚介類行商 2,500円
- (2) 魚介類加工業 3,300円
- (3) 発酵乳等販売業 2,500円

一部改正〔昭和50年条例32号・55年55号・58年36号・61年50号・平成4年56号・8年4号・10年3号・22年84号・26年7号・31年18号〕

(承継)

第6条 第3条第1項の許可を受けた者（以下「営業者」という。）について相続、合併又は分割（当該営業を承継させるものに限る。）があつたときは、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により当該営業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該営業を承継した法人は、当該許可を受けた者の地位を承継する。

2 前項の規定により営業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を知事に届け出なければならない。

追加〔平成7年条例52号〕、一部改正〔平成13年条例19号・22年84号〕

(変更の承認)

第7条 魚介類行商に係る営業者は、その営業区域又は1日当たりの取扱数量を変更しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事の承認を受けなければならない。

2 魚介類加工業又は発酵乳等販売業に係る営業者は、その取扱品目又は1日当たりの取扱数量を変更しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事の承認を受けなければならない。

追加〔平成22年条例84号〕

(変更の届出)

第8条 営業者は、次に掲げる事項に変更があつたとき（第3号に掲げる事項にあつては、規則で定める軽微な変更があつたときを除く。）は、その日から10日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 営業所又は取扱所の名称

- (3) 営業の施設、設備又は器具  
追加〔平成22年条例84号〕、一部改正〔平成23年条例43号〕

(休業等の届出)

第9条 営業者は、その営業を廃止し、休止し（引き続き1月以上休止しようとする場合に限る。以下この条において同じ。）、又は休止した営業を再開したときは、その日から10日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

追加〔平成22年条例84号〕

(遵守事項)

第10条 営業者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 営業の施設、設備及び器具を第3条第2項の規定による基準に適合させること。
  - (2) 営業に従事する者の手指及び被服を就業中清潔に保つこと。
  - (3) 営業に伴って生ずる汚水その他の廃棄物を公衆衛生を害しない方法によつて処理すること。
- 2 魚介類行商に係る営業者は、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項を守らなければならない。
- (1) 鮮魚介類等を陳列し、客待ちの方法で販売しないこと。
  - (2) 鮮魚介類等を調理して販売しないこと。ただし、買受人の調理場その他規則で定める場所において身おろし又は切り身に調理する場合は、この限りでない。
  - (3) 鮮魚介類等を刺身、ぶつ切り等生食用の形態で販売しないこと。
  - (4) 鮮魚介類等の鮮度を保持すること。
  - (5) 就業中は、魚介類行商に係る営業者が個人である場合にあつては許可証を携帯し、法人である場合にあつては、規則で定めるところにより、販売に直接従事する者（以下「従事者」という。）に、その従事者であることを証する証明書を携帯させること。
  - (6) 法人である場合にあつては、主たる事務所に、従事者の氏名その他規則で定める事項を記載した名簿を備え置くこと。

一部改正〔平成22年条例84号・23年43号〕

(指示)

第11条 知事は、営業者が第4条の規定による条件又は前条に規定する事項に違反した場合においては、当該営業者に対し必要な措置を講ずるよう指示することができる。

一部改正〔平成22年条例84号〕

(行政処分)

第12条 知事は、営業者が第3条第3項第1号若しくは第3号に該当するに至つたとき、又は前条の規定による指示に従わないときは、第3条第1項の規定による許可を取り消し、又は期間を定めて営業の停止を命ずることができる。

一部改正〔平成7年条例52号・22年84号〕

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

追加〔平成22年条例84号〕

(罰則)

第14条 第3条第1項の規定に違反し、許可を受けずに営業を営んだ者は、6月以下の懲役又は3万円以下の罰金に処する。

2 第12条の規定による営業の停止命令に従わない者は、3万円以下の罰金に処する。

一部改正〔平成4年条例15号・22年84号〕

(両罰規定)

第15条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

一部改正〔平成22年条例84号〕

附 則

1 この条例は、昭和41年11月1日から施行する。

一部改正〔平成22年条例84号〕

2 知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

全部改正〔平成22年条例84号〕

附 則（昭和50年10月21日条例第32号抄）

1 この条例は、昭和51年1月1日から施行する。

2 この条例の施行の際、現に申請書等を受理しているものに係る手数料等については、なお従前の例による。

附 則（昭和55年12月23日条例第55号抄）

1 この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

2 第7条の規定による改正後の魚介類行商等に関する条例第3条第5項の規定は、昭和56年4月1日以後行われる許可について適用する。

3 この条例の施行の際現に申請書等を受理しているものに係る手数料については、本則に規定する各条例の本則の規定による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和58年12月21日条例第36号抄）

1 この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に申請書等を受理しているものに係る手数料については、本則に規定する各条例の本則の規定による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和61年10月17日条例第50号抄）

1 この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に申請書等を受理しているものに係る手数料については、本則に規定する各条例の本則の規定による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成4年3月31日条例第15号）

この条例は、平成4年5月1日から施行する。

附 則（平成4年12月22日条例第56号）

1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に申請書等を受理しているものに係る手数料については、本則に規定する各条例の本則の規定による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日前に開始した分べんの介助については、第8条及び第11条の規定による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成7年10月17日条例第52号）

1 この条例は、平成7年11月24日から施行する。

2 この条例の施行の際現に改正前の第3条第1項の規定による許可を受けている者に対する当該許可に係る改正後の第8条の規定の適用については、当該有効期間が経過するまでの間は、同条中「第3条第3項第1号若しくは第3号に該当するに至ったとき、又は前条」とあるのは、「前条」とする。

附 則（平成8年3月26日条例第4号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成8年7月1日から施行する。（後略）

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に申請書等を受理しているものに係る手数料については、この条例による改正後の各条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成10年3月24日条例第3号）

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。ただし、第3条第5項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に申請書を受理しているものに係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成12年3月31日条例第47号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月27日条例第19号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成16年2月6日条例第3号）

この条例は、平成16年2月27日から施行する。

附 則（平成20年7月22日条例第40号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年12月28日条例第84号）

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第8条の規定は、この条例の施行の日以後に同条各号に掲げる事項に変更があった場合について適用する。
- 3 改正後の第9条の規定は、この条例の施行の日以後に魚介類行商等に関する条例第3条第1項に規定する営業を廃止し、休止し（引き続き1月以上休止しようとする場合に限る。以下同じ。）、又は休止した同項に規定する営業を再開した場合について適用する。

附 則（平成23年10月21日条例第43号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月25日条例第7号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。（後略）  
（試験、検査、調査、研究等の手数料等に関する経過措置）
- 7 この条例の施行の際現に申請書等を受理しているものに係る手数料等については、第18条から第21条まで、第23条から第26条まで、第28条、第29条、第32条から第40条まで、第43条から第45条まで、第48条及び第63条の規定による改正後の各条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月22日条例第18号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。（後略）  
（許可等の手数料に関する経過措置）
- 9 この条例の施行の際現に申請書等を受理しているものに係る手数料については、第22条から第28条まで、第30条、第31条、第34条から第42条まで、第45条及び第52条の規定による改正後の各条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月31日条例第42号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年6月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この条例の施行の際現に営まれている第1条の規定による廃止前の魚介類行商等に関する条例（以下「旧条例」という。）第2条第1項の魚介類行商、同条第2項の魚介類加工業（魚介類を食品に加工するものを除く。）及び同条第3項の発酵乳等販売業の営業で、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）第2条の規定による改正後の食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「新法」という。）第57条第1項の規定による届出をしていないものについては、旧条例の規定は、令和3年11月30日までは、なおその効力を有する。
- 3 この条例の施行の際現に営まれている旧条例第2条第2項の魚介類加工業（魚介類を食品に加工するものに限る。）の営業で、新法第55条第1項の許可を受けていないものについては、旧条例の規定は、令和6年5月31日までは、なおその効力を有する。
- 4 この条例の施行の前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和3年5月14日条例第50号）

この条例は、令和3年6月1日から施行する。